

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月、同年3月及び48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月及び同年3月
② 昭和48年3月

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、私が結婚するまで申立期間①を含め国民年金保険料を納付してくれた。

また、結婚後は私が夫の国民年金保険料と一緒に集金人に申立期間②を含め欠かさず納付していた。年金事務所の記録によると、夫の昭和48年3月の保険料も、私と同じく未納とされていたが、年金事務所に記録の訂正を求めたところ、夫の記録については訂正が認められた。

以上のことから、私の記録についても調査の上、訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私が結婚するまで、母親が申立期間①を含め国民年金保険料を納付してくれた。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年8月26日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付することが可能である上、申立人の母親に係るA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の母親は、36年8月から37年3月までの期間及び同年6月から42年3月までの期間について、44年10月23日から46年7月28日までの間において、遡って保険料を納付していることが確認できることから、申立人の申立期間①の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金被保険者期間において申立期間①及び②以外に未納期間は無く、申立期間①は、2か月と短期間である上、申立人の両親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金保険料を全て納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②については、私が夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、一緒に納付したとされる夫の昭和48年3月に係る国民年金保険料の納付記録は、納付済みと記録されていることが確認できる上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）並びにA市町村及びB市町村（現在は、A市町村）の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は、47年12月に婚姻してから60歳到達の前月までの期間において、申立期間②を除き、保険料を全て現年度納付していることが確認できることから、申立人の申立期間②に係る保険料についても夫の保険料と一緒に納付していたものとするのが自然である。（なお、申立人の夫に係る48年3月の記録は、平成23年3月23日付けで未納から納付に訂正されている。）

また、申立人は、国民年金被保険者期間において申立期間①及び②以外に未納期間は無く、申立期間②は、1か月と短期間である上、申立人の夫は、20歳到達月から60歳到達の前月までの国民年金保険料を全て納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月、同年3月及び55年12月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月及び同年3月
② 昭和55年12月から57年7月まで

私が20歳になった昭和48年頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。

また、申立期間②については、私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は口座振替で納付した。

以上のことから、申立期間①及び②は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している国民年金手帳の発行日欄に昭和48年7月5日と記載されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得の状況から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認できることから、この時点では、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人から母親が申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

2 申立期間②について、前述の国民年金手帳によると、A都道府県B市町村

において、資格取得欄の国民年金被保険者資格取得日の記載が「昭和 59 年 3 月 1 日」から「昭和 55 年 12 月 1 日」に訂正されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、申立期間②に係る国民年金被保険者資格取得日（昭和 55 年 12 月 1 日）及び喪失日（昭和 57 年 8 月 2 日）の記録が昭和 59 年 9 月 17 日付けで追加訂正されていることが確認できることから、申立期間②当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない上、当該記録が追加された時点では、申立期間②の一部は時効により保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料は、C 金融機関 D 支店（現在は、E 金融機関 F 支店）の自分の普通預金口座から口座振替にて納付した。」と供述しているが、C 金融機関 D 支店の申立人の普通預金口座に係る「普通預金月中取引表（昭和 60 年 12 月 7 日）」によると、当該預金口座は昭和 60 年 11 月 30 日に開設されていることが確認できることから、申立人の供述とは符合しない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。